

理念

すべての人が健やかに、
 持続可能な包括的支援体制の実現とともに、
 支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり

基本目標

◆第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

分野別計画の施策・取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

市民の多様な困りごとを受け止める保健福祉分野の包括的な支援体制の充実を図るとともに、市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、本計画の理念に基づいた持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となれるよう、取組や連携を推進します。

いのち支える自殺対策計画

- ◎社会的な取組みで自殺を防ぐ
- ◎関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する
- ◎地域レベルの実践的な取組を推進する

健康いばらき21・食育推進計画

- ◎社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上

基本目標 2 健康にいきいきと自立した日常生活を送れる

市民が心身ともに健康で、個別の状況に応じいきいきとした日常生活を送れるよう、生涯を通じた健康づくりと生活習慣病の予防などに向けた取組を進めます。また、一人ひとりがそれぞれの強みをいかし、生活機能※を維持または向上させ、適切な環境の調整を通じて、自立した日常生活を送るための専門的な支援の提供ができる体制を整備します。

- ◎市民のこころの健康づくりを進める

- ◎生活習慣の改善
- ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防

基本目標 3 憩える 参加できる 活躍できる

一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。地域社会での多様な形態の参加、活躍とともに、年齢や属性に関わらず就労をめざすことができるよう支援し、誰もが地域社会を支える担い手として活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎地域レベルの実践的な取組を推進する【再掲】
- ◎自殺対策に関わる人材の育成及び資質の向上を図る

- ◎自然に健康になれる環境づくり
- ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整理

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

子どもから高齢者、障害者などのすべての市民がお互いを理解し、尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護に関する施策を推進することにより、支援が必要な人を早期に見出し、適切な支援につなげていきます。

- ◎社会的な取組みで自殺を防ぐ【再掲】
- ◎関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する【再掲】
- ◎市民のこころの健康づくりを進める【再掲】
- ◎子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

基本目標 5 情報を活かして、安全・安心に暮らせる

ICTの活用など様々な手段によって、誰にとってもわかりやすい情報を迅速に発信するとともに、その情報が必要な人に届き、いかされる体制整備を推進します。また、災害時等の緊急時には、市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。

- ◎市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整理【再掲】

基本目標 6 持続可能な社会保障を推進する

生活保護制度や介護保険制度、障害福祉サービス等の社会保障について、今必要とする人が利用できることはもとより、将来必要とする人も継続的に利用できるよう、持続可能性に配慮し、市民や関係機関の理解や協力を得て、法令等に則った公正・適正・円滑な運用を推進します。

- ◎適切な精神保健・医療・福祉サービスを受けられるようにする

- ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防【再掲】

※生活機能：心身機能・構造、活動、参加（国際生活機能分類（ICF）（世界保健機関（WHO）、2001）による）